

## 多治見市告示第216号

是正請求事案（青少年まちづくり市民会議が支払う使用料の減免に係る是正請求事案）答申の公表について

多治見市是正請求手続条例（平成21年条例第42号）第37条及び多治見市是正請求手続条例施行規則（平成22年規則第28号）第22条の規定により、次のとおり是正請求審査会の答申を公表するものとする。

平成25年9月4日

多治見市長 古川 雅典

### 1 諮問事案

青少年まちづくり市民会議が支払う使用料の減免に係る是正請求（教育総務課）

### 2 答 申 日 平成25年8月28日

### 3 審査会の結論

本件是正請求については、請求を棄却すべきものとする。

### 4 是正請求の趣旨及び理由

多治見市青少年まちづくり市民会議（校区青少年まちづくり市民会議を含む。以下「青少年まちづくり市民会議」という。）が行事を行うため学校施設を使用する場合の使用料は、現在5割減免となっているが、全額減免するよう是正請求する。

### 5 審査会の判断

本審査会は、以下の点について検討し、判断した。

#### （1）青少年まちづくり市民会議と自治会の取扱いについて

多治見市教育機関の使用料減免取扱規則（平成9年教育委員会規則第13号。以下「規則」という。）第4条及び別表第2において、青少年まちづくり市民会議と自治会は、ともに公共的団体（市から交付金若しくは委託金を受けている団体又は市の事業を行っている団体）として、公益活動を行う場合には、5割減免団体として規定されている。

また、青少年まちづくり市民会議と自治会は、ともに市の政策目的に合致する行事、それと同様の性格の行事を行っている。もとより、青少年まちづくり市民会議と自治会は、全く別の団体ではあるが、実

態として、構成員が重複していることも少なくない。

以上のことから、青少年まちづくり市民会議と自治会は、規則に定めるとおり、同等に扱われるべきものである。

## (2) 青少年まちづくり市民会議の減免について

施設使用料は、多治見市小学校及び中学校の設置等に関する条例(昭和39年条例第10号)第3条によれば、受益者である使用者が負担すべきものとされ、使用料を5割減免することは例外的な措置である。更に、規則第4条第2項では、「自治会が小中学校の屋外運動場を使用する場合(中略)専用使用料の全額を免除することができる。」とし、自治会の全額免除を規定している。これは、5割減免の例外的措置を受けている自治会に対し、更に全額免除という例外的措置を追加したものである。当該規定は、規則制定の際、暫定的措置として定められたものであるが、現在まで見直しが行われず、その措置が継続されてきたものである。しかし、同じ公共的団体である青少年まちづくり市民会議が小中学校の屋外運動施設を使用する際の使用料は全額免除となっていない。(1)で述べたように、同種の活動を行う公共的団体である青少年まちづくり市民会議について、施設使用料の免除に差を設ける合理的理由はない。

他方、規則第4条第1項が例外として、青少年まちづくり市民会議の施設使用料の減免について、これを5割と定めていることは、施設使用料の受益者負担を原則とする現在の市の政策を前提に考えるならば、使用料の額は低額であり、青少年まちづくり市民会議の活動を抑制する程のものではないため、不当な取扱いであるとまではいえない。

以上のことから、本審査会は、青少年まちづくり市民会議について見るならば、学校施設を使用する場合に、現行の規則に基づき、その使用料を5割減免として扱っていることは妥当であると判断した。

## 6 意見

本審査会では、以下のとおり意見を述べるものである。

市では、平成25年度、使用料・手数料の減免取扱いについて見直しを行う予定がある。3(1)において述べたように、青少年まちづくり市民会議と自治会は、同種の活動を行う公共的団体として同等に扱われるべきである。従って、使用料・手数料の減免取扱いに係る見直しの際には、両者の減免取扱いについて、例えば、減免の有無、減免の割合等について、同等の扱いとすることが望ましいと考える。

以上